

エコマーク商品類型 No.136 「リユース製品 Version1.0」の軽微な改定について

1. 改定内容

エコマーク商品類型 No.136 「リユース製品 Version1.0」(2006年8月20日制定)について、以下のとおり軽微な改定を行う。(太字下線部分を追加)

〔認定基準〕

A. 取替え式防じんマスク用ろ過材[個別製品基準-1]

(9)製品にハロゲン系化合物(撥水剤および撥油剤を除く)の使用がないこと。ただし、リユース率が70%以上の製品は本項目を適用しない。

(11)ろ過材に撥水剤および撥油剤を使用する場合、撥水剤および撥油剤の処方構成成分としてパーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)およびパーフルオロオクタン酸(PFOA)を添加しないこと。

〔証明方法〕

(11)撥水剤および撥油剤の製造において、該当する化学物質が処方構成成分として添加されていないことを付属証明書への記載により宣言すること。

〔解説〕

E-8

ハロゲン系化合物を処方構成成分として添加したプラスチック製品については、商品類型 No.118 「プラスチック製品」に準じ、使用済み製品の70%以上が回収され、プラスチック部品の70重量%以上がリユースまたはマテリアルリサイクルされることを基準項目として策定した。ただし、認定基準の表1で定めた回収率が70%以上の場合には、表1に従うこととした。

<防じんマスク用リユースろ過材についての検討>

ろ過材のカートリッジ部分には本項目を適用するが、フィルタ(捕集部分)に使用する撥水・撥油剤については除外することとした。一般的に撥水・撥油剤にはフッ素化合物が使用されるが、撥水・撥油加工は防じんマスクをオイルミストなど、液滴が存在する環境で使用する上で通気抵抗を低く保つために必要な加工と考えられ、廃棄時も産業廃棄物として事業所単位で管理されるため、使用上の問題点はないと考えられることを確認した。

一方でフッ素樹脂製造時に用いられることがある、パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)およびパーフルオロオクタン酸(PFOA)の生態系への蓄積を報告する例があるが、それらの毒性は明確になっていない。使用の制限については、日本を含め各国の法令において定められていない状況である。また一部のフッ素樹脂メーカーは同物質の使用削減を宣言している。このことから同物質の処方構成成分としての不添加を条件に、フィルタへの撥水・撥油剤の使用について問わないこととした。なお本項目は同物質についての最新の見解を元に見直すこととする。

2. 改定日 2006年12月21日

以上